

平成27年9月9日(水曜日)

(会議第2日目)

応招議員

1番	坂本あや	2番	濱村博	3番	藤本岩義
4番	山崎正男	5番	澳本哲也	6番	宮川徳光
7番	小永正裕	8番	中島一郎	9番	宮地葉子
10番	森治史	11番	池内弘道	12番	浅野修一
13番	小松孝年	14番	矢野昭三		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
総務課長	武政登	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	川村一秋	住民課長	藤本浩之
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	森下昌三
まちづくり課長	森田貞男	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	村越豊年	海洋森林課長	尾崎憲二
建設課長	今西文明	会計管理者	矢野雅彦
教育長	坂本勝	教育次長	畦地和也

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 都築智美

議 事 日 程 第 2 号

平成 27 年 9 月 9 日 9 時 00 分 開議

日程第 1 議案第 18 号から議案第 51 号まで
(質疑・委員会付託)

議 事 の 経 過

平成 27 年 9 月 9 日
午前 9 時 00 分 開会

議長（矢野昭三君）

皆さん、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

日程第 1、議案第 18 号、平成 26 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第 51 号、馬荷辺地に係る総合整備計画の策定についてまでを一括議題とします。

これから質疑を行います。

初めに、議案第 18 号、平成 26 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑は分割して行いますが、決算書に添付しております業務執行報告書について質疑のある方は、この分割質疑の中で併せて質疑を行ってください。

初めに、歳入のうち、1 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、2 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、3 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、4 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、5 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、6 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、7 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、8 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、9 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)
質疑なしと認めます。
次に、歳入のうち、10 款の質疑はありませんか。
(なしの声あり)
質疑なしと認めます。
次に、歳入のうち、11 款の質疑はありませんか。
(なしの声あり)
質疑なしと認めます。
次に、歳入のうち、12 款の質疑はありませんか。
(なしの声あり)
質疑なしと認めます。
次に、歳入のうち、13 款の質疑はありませんか。
(なしの声あり)
質疑なしと認めます。
次に、歳入のうち、14 款の質疑はありませんか。
(なしの声あり)
質疑なしと認めます。
次に、歳入のうち、15 款の質疑はありませんか。
(なしの声あり)
質疑なしと認めます。
次に、歳入のうち、16 款の質疑はありませんか。
(なしの声あり)
質疑なしと認めます。
次に、歳入のうち、17 款の質疑はありませんか。
(なしの声あり)
質疑なしと認めます。
次に、歳入のうち、18 款の質疑はありませんか。
(なしの声あり)
質疑なしと認めます。
次に、歳入のうち、19 款の質疑はありませんか。
(なしの声あり)
質疑なしと認めます。
次に、歳入のうち、20 款の質疑はありませんか。
(なしの声あり)
質疑なしと認めます。
次に、歳入のうち、21 款の質疑はありませんか。
(なしの声あり)
質疑なしと認めます。
これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。

初めに、歳出のうち、2款の質疑はありませんか。

宮地君。

9番（宮地葉子君）

すいません、81ページになりますが、81ページですね、財産管理費の25区分積立金の所ですね、上から4番目辺りに同対施設使用料調整基金196万5,000円、約200万ありますね。これはどういうことのための基金なのかという点をお聞きします。

それからその下ですね、報酬の所に入りますが、集落支援員403万1,700円、それから、地域おこし協力隊員196万9,500円。これはですね、限られた地域、限られた集落で行われているのかということ。

地域おこし協力隊員というのはどこの所の集落でも行けないのかなって感じでお尋ねします。行ってなかったのかなよね。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

宮地議員の質問にお答えを致します。

まず、財政管理費の積立金の同対使用料につきましてです。

内容につきましては、以前に建てられました共同作業所、大方で言えば、じいんず工房等の共同作業所。佐賀で言えば、ファクトリーコスモ等が同和対策のための施設の縫製工場ということになっております。ここからの使用料を積み立ててですね、その施設が補修等が必要なときに充当をするための準備金に積み立てております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

宮地議員の、企画費、集落支援員と地域おこし協力隊についてお答え致します。

まず、集落支援員ですけれども、集落活動センター北郷と、それから佐賀北部、それぞれの地域に集落支援員を配置して、活動の支援をしていただいております。

それから地域おこし協力隊ですけれども、これは蛸瀬川流域、馬荷、御坊畑、橘川地域でつくる協議会への協力依頼ということで、1名雇用しております。その費用でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

すいません、今の地域おこし協力隊員ですけど、1名、蛸瀬川流域ということですが。

じゃあよその地域には、まあ地域おこしとしては入らないのかっていうところと。

どのような、まあ大体200万、人件費だと思うんですが出してますけど。大体どういうことで、まあ実績といますか、これに、活動内容ですね。そんなようなことがありましたか。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

地域おこし協力隊というのは、地域の中で集落活動センターの立ち上げの準備とか、集落内でこれまで地域の役員の方だとかどうとかが、いろいろなその集落の活動をやってございましたけれども、行政と、それから集落との間に入って、調整をしながらいろいろな活動のまとめ役、新たな企画を練ったり。そういったことでお手伝いをさせていただいてございまして、3年間の雇用で雇っているところでございます。

以上でございます。

(宮地議員から何事か発言あり)

議長 (矢野昭三君)

総務課長。

総務課長 (武政 登君)

すいません、説明が足りてございませんでした。

よその地域へのというところでございますけれども、移住者の支援ということで、他の地域に赴いて、空き家等の調査等にもお手伝いをさせていただいてございます。

以上でございます。

議長 (矢野昭三君)

質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、3款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、4款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、5款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、6款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、7款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、8款の質疑はありませんか。

森君。

10番 (森 治史君)

175 ページですけど、14 節使用料及び手数料の所で、その下の工事請負費で加工場改修工事費の 1,246 万 8,600 円ですが、これはどこの加工場の改修されるのかをお伺い致します。

議長 (矢野昭三君)

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

じゃあ、ご質問にお答え致します。

これは、早咲にごございます加工場の工事費でございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

缶詰工場の所の施設への改修なが。

これ、上にも加工外の、委託料にも載っております。138 万、約。それと、巻き締め機も備品購入で約 500 万が載っておりますが。これもすべてこの 3 つは関連して、缶詰関係のあの早咲にあります工場のことなんでしょうか。

議長（矢野昭三君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

質問にお答え致します。

缶詰工場のものですね、一部、旧加工場です、黒糖の加工場。そこの換気対策の工事、それも一部含まれております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、9 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、10 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、11 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、12 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、13 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、決算書 503 ページからの、平成 26 年度財産に関する調書についての質疑はありませんか。

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

507 ページの上の段のところで木造の所が、決算年度中増減高が三角の 49 というのが載っていますが、これはどこの部分なのでしょう。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

藤本議員のご質問にお答えします。

507 ページの宅地、木造の欄、三角の 49 でございます。これは、かつて大方高校の職員宿舎の用地を買いました際、その際、上物に職員住宅がございました。シロアリ等で相当傷んでございましたので、それを取り壊したことによる三角でございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

そのほか、参考調書についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 18 号の質疑を終わります。

次に、議案第 19 号、平成 26 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 19 号の質疑を終わります。

次に、議案第 20 号、平成 26 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

277 ページです。諸収入の所の貸付金戻入の所ですが、未収金の所がですね、貸付金現年度分が 99 万、過年度分が 282 万 4,800 円ですか。これ何件で、最高額はどれぐらいあるのか。

あるいは、もう一つは、古いものは何年前の分がまだ残っておるのか。

教えていただきたいですが。

議長（矢野昭三君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それではお答えを致します。

額の内訳ということによろしいでしょうか。

（藤本議員から「はい」との発言あり）

はい。

まず、滞納繰越分の過去の年度別の滞納額と件数について、まずご説明をさせていただきたいと思います。
一番古いものと、平成12年度分、1件で7万9,800円。20年度、1件で1万円。21年度、3件で24万円。22年度、5件で80万円。23年度、3件で52万円。24年度、3件で37万円。25年度、7件、80万5,000円。滞納繰越分につきましては、延べ23件の282万4,800円となっております。それに、26年度現年分が8件の99万円ということでございまして、合計で、31件の381万4,800円。これが未納額ということになってございます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

1人の方が、一部高い方。最高額の方。

議長（矢野昭三君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

補足説明を致しますと、先ほどの滞納繰越分23件ですけれども、滞納者人数で言いますと11名ということになってございます。その方で、最高額は64万円ということになってございます。

それから、26年度現年分につきましては8件の8名ということで、まあ1年分ですけれども24万円の方がございます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

質疑はございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第20号の質疑を終わります。

次に、議案第21号、平成26年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第21号の質疑を終わります。

次に、議案第22号、平成26年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第22号の質疑を終わります。

次に、議案第23号、平成26年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第23号の質疑を終わります。

次に、議案第 24 号、平成 26 年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 24 号の質疑を終わります。

次に、議案第 25 号、平成 26 年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 25 号の質疑を終わります。

次に、議案第 26 号、平成 26 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

森君。

10 番 (森 治史君)

426 ページになりますけど、繰入金として 3,100 万円の、いうものが入っておりますが、こういう繰り出しが延々と続いていくのか。それともその一定限、まあ起債の金額もどんどん償還されていってますので、この金額があと何年、まあ 10 年なら 10 年先でも結構ですけど、そういうものがなくなればこの繰入金がもっと減少されていって、運営がもうちょっと良くなるとかいう見通しのなものがないと。

やはり住民の方が、このことについては割と関心持ってる方もおいでますので、そういう意味で、毎年 3,000 万近いお金が出ておりますけど。これが償還時期らが重なったことによる、こういう大きな繰出金だと思っております。

そのへんの見通しはどのようなものでしょうか。

議長 (矢野昭三君)

農業振興課長。

農業振興課長 (森下昌三君)

それでは、森さんのご質問にお答えさせていただきます。

その償還の関係については、全部の機械、維持管理も含めて、平成 25 年度に最適整備構想ということで委託をして、中で償還も含めてずうっと検討を、今現在しているところです。

今言われました、その繰入金の関係の額ですが。そこについてはまだはっきりとお答えすることはできませんけれども、現在検討をしておりますので、それと併せて金額も変わってくるかとは思いますが、今のところでは、まあ大体この額でということになります。

まあ、いろいろ内容的にこれからのことも含めて検討を今進めておりますので、もうちょっとお待ちいただきたいと思えます。

議長 (矢野昭三君)

森君。

10 番 (森 治史君)

検討中ということですが。

一つ問題点としてあるのは、いわゆるその検討していって、償還が短い期間じゃなくって何十年もの間の償還になっておると思えます。起債の償還が。償還が済んだ時分には、設備の方の大々的な改修とかが見込まれ

てると思うんですけど、設備の機械類が、造ってから25年とかの償還でしたら、必ず25年目になってくるとかなり、修理しもって使っていてても、必ず新規にせないかんとか大々的な修理が入ってくると思うんです、設備の中で。維持管理するにも。そういうものは、今、いろんなことで検討されてるということですが、そういうことも含めて検討されているのか。

で、結局、新たに借入れを起こして大々的に直さんことには、その施設を、まあ25年の償還が済んで、また25年。償還の年数は分かりません。勝手に25年いうて私が言ってますけど。その償還が済んだ後、前期の償還と同じように、またそのときには起債を発行して、借入れして整備をするということになってきますと、まあ、大体こうずっと続いていくなというような、繰出金は延々と要るがかなということもありますけど。

一つだけ、その今検討中の中に、いわゆる後年の設備の、機械類のそういう修繕とか買い替えとかいうことも検討課題として議論されておるのかについてお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

お答えします。

先ほど言いましたその委託事業で、そういう更新する分につきましても耐用年数とかも加味してですね、経費を算出してますので、そういうことも含めて検討しております。

議長（矢野昭三君）

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第26号の質疑を終わります。

次に、議案第27号、平成26年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第27号の質疑を終わります。

次に、議案第28号、平成26年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第28号の質疑を終わります。

次に、議案第29号、平成26年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

宮地君。

9番（宮地葉子君）

485ページですが、使用料及び加入金等の収入未済額が55万8,770円出ています。これはですね、テレビなのか、インターネットなのか、その両方なのか。

そして、その収入未済額になった理由と、それから何件分それあるのか、お聞きします。

それから続いてですね、497ページですが、一般管理費のですね不用額118万6,152円ありますが、この不

用額はどんな内容で不用になったのか。

お尋ねします。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、宮地議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、収入未済額のご質問でございますけれど、その内訳は、まず現年度として34万9,010円、そして、過年度として20万9,760円でございます。

現年度のその内訳につきましては、テレビ放送につきましては35件、10万1,520円。インターネット通信につきましては19件、24万7,490円。それから、過年度につきましては27件ございまして、テレビの放送が17件で5万4,600円。インターネット通信につきましては10件ございまして、15万5,160円でございます。

主な滞納の理由としては、加入してすぐ町外に引っ越しして、なかなか連絡が取れないというふうな件とかですね、それから、加入して3カ月支払いが滞るとサービスを停止することにしておるんですけど、その短い期間の積み重ね、そういうようなものが主な理由でございます。

それから、不用額のご質問でございましたけれど、一般管理費の方の不用額ですね。不用額の1款1項1目、一般管理費の中の合計の不用額が118万6,152円ありますので、このご質問だと思うんですけど。この中で、大きい不用額というのが役務費の62万5,636円というのがありますけれど、これは著作権料として予算をつけたものですね、その著作権料が計画よりも支払いが少なかったということで不用額となっております。それから、郵便料の減とかで役務費の方が不用額が増えております。

主なものとしてはそういうものでございます。

議長（矢野昭三君）

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第29号の質疑を終わります。

次に、議案第30号、平成26年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第30号の質疑を終わります。

次に、議案第31号、黒潮町行政手続条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第31号の質疑を終わります。

次に、議案第32号、黒潮町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第32号の質疑を終わります。

次に、議案第33号、黒潮町手数料徴収条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第33号の質疑を終わります。

次に、議案第34号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

藤本君。

3番（藤本岩義君）

組織改革の分で窓口を削るということなのですが。

（議場から何事か発言あり）

33、34号で。

（議場から「34号です」との発言あり）

34号ですね。

（議長から「34号です」との発言あり）

この窓口というのは水道の関係だと思うんですが、こうした場合に、まちづくり課と建設課の部分で、その決済といいますか、両方にこう及んでいくという。窓口だけだったら、片側のまちづくり課でやればいいわけですけども、これが両方に及んでいくということですので、細かいところでは、その決済等についてもいろいろ出てくると思いますが、その付近は規則とか、そういう付近で対応されるんですか。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えをします。

窓口というのが、建設課に今、窓口という文言がありまして、主体はまちづくり課の水道係で主体的に、一般的に水道の用務をしております。で、窓口の方を建設課に置いて、これを言えば逆に、佐賀の建設課の方に主体業務を持って行ってですね、で、大方のまちづくりの方に窓口的なことも、というふうなことになるかと思えます。窓口をまちづくりの方につけてもというふうなこともありますけども、全般業務がございますので、一応窓口を削除する方向で今回はいきたいというふうに思います。

それで、主体がどこになるかということやと思えますので、主体は、係長等に移行します建設課の方に主体を持っていくということになるかと思えます。

大方の方からですね、水道係、大方地区の方から抜きますと、大方地区の窓口的用務が心配にもなります。まちづくり課の土木係にですね、1名増員等を考えまして、大方地区の水道業務の窓口はサービスの低下を招かないように考えたいというふうに考えてございます。

以上です。

追加で失礼します。

規定等を設けてというふうなご質問もありましたが、これまでも業務分担については事務分掌等で定めておる内容のほかにはですね、この業務がこちらというふうなことで内規的なものは今のところ考えてございません。

以上です。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

内規等で定めておかないとですね、この条例がまあ優先法で上位になりますので、その取り扱いについては規則で定めておかないと。例えば、主管課が両方に全く、この条例上でいきますと、同じく、まちづくり課と

建設課に及ぶわけなんですよ。中身も全く。業務も何にも。

だからこれを、今言いよったように建設課にもし主体を置くとすればですね、その付近のことを明記しておかないと、いざ何か起きたとき、あるいはいろんな問題が起きたときにですね、対応するときの責任の所在というのははっきりしないと思うんです。その付近をこう明確にしちよかないかんがやないかな。

で、まあどういう業務についてするとか、その決済をしていくのに、どこまでを、どちらが決済するのかという付近は、やっぱりはっきりしておくべきではないだろうかと思いますが。

その付近は大丈夫ですか。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えをします。

事務分掌等で今までもきておりますので、そこも特別、係がですね、今も支所、本庁とで区分をしておる部分もありますけども、今までもそこを内規で定めておることも特別なようにも思いますので、今回、その水道の業務について特別内規ということは今のところ考えてございませんが、そこは十分に協議を致しまして両方で区分をして、所管する課長がですね、一応責任を持っていくということできたいと思いますので、どうぞご理解をよろしくお願いします。

以上です。

議長（矢野昭三君）

質疑ありませんか。

森君。

10 番（森 治史君）

これ、単純な聞き方で、そこらはもう精査されてると思いますけど、言うたら加入者戸数は。

（議場から何事か発言あり）

これは違う、土木やけん。水道やけん土木やないもん。

（議場から何事か発言あり）

水道やろう。水道は違う。総務やないろ。

（議場から何事か発言あり）

あ、ほいたら僕が 35 言うた。ごめん。

議長（矢野昭三君）

元へ返ります。

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 34 号の質疑を終わります。

次に、議案第 35 号、黒潮町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

森君。

10 番（森 治史君）

どうもすいませんでした。

35号ですが、単純なあれですけど、まあ水道課が向こうへ、これは行政の方のあれですけど。

今はほとんど何かあっても、役場の、町の水道課の担当職員が行って修繕するということは比較的少なくなってきた、ほとんどが業者委託にはなっておるんですけど、加入者数からすると、旧佐賀地区と大方地区とでは、大方地区に加入者数の戸数は多くあると思うんです。

その場合に、今ここにおる、その作業にずっと従事してくれる職員さんが佐賀に移行するというように思いますので、その辺の対応は。まあ、道路からちょっとした水が漏れようと。で、役場に言うてくる。言うてきたときに役場の方の職員さんが来てくれて、それが実質水道から出よう水かどうかの検査をしてくれていう、一番最初の初期的なあれをいろいろやってもらってますけど。そういうことについてなかなか、向こうへ行ったからいかんいうがやないけど、そういうときに対応がずっとやってもらえるものかどうか。で、それまで地元の水道業者さんに、委託業務に発注してカバーさすのか。そのへんについて。

まあ、今回は機構改革ですので、今、下におる水道課の職員さんは1名残して、すべて佐賀の方へ行くとお思います。で、実働部隊の方がおいでます、その工事現場に行く。そういうときに、広い範囲のエリアを持つて大方地区からそういう職員さんが、まあ、どちらも一緒やと思えますけど行くということに対して、とっさのときに対応がスムーズにできるかなということがありますが。

そのへんはどのように対応されるんでしょうか。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えをします。

確かに、大方地区の方が人数的に水道の件数は多いということにもなろうかと思えます。合併当時、今、佐賀の方はですね、大方の方から工事のために一応距離を置いていっておる状況です。数のこともあろうかと思えますけども、今回、3月の議会等で課の統合等も含めて建設課と森林課なりませんので、建設課の業務配分等を考えまして、今回、水道係を移行さしたということもあります。

一応、人数的なことは確かにあろうかと思えますが、これまでのことも考えますと、佐賀の方たちはこれまで、時間的な余裕は待っていただいたということにもなろうかと思えます。その点、先ほど言いましたように、土木係の方に窓口対応で1名増員等を含めて検討をしてですね、すぐ対応をするような格好を考えてですね、住民サービスの低下のないようにいきたいというのが実情でございます。よろしくお願ひします。

以上です。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

そうすると、まちづくり課の方に1名の水道係を配置するという事ですから、その方が、何か水漏れがあった場合に、言うたら試薬持って行って、塩素が含まれてるか含まれてないかの検査をし、それが水道水か否かということは、対応をまずやってもらえるいうか、そのためにも窓口業務としてはそこまでが仕事として。上で事務執るだけじゃなくって、水道料金の徴収とか何とかの事務だけじゃなくって、そういうような平常に起こり得るトラブルにも対応していただけるというように今の答弁だったら、と受け取ったがですが、そのように受け取ってよろしいんでしょうか。

もし何かあって、部落の中の大きな水漏れがあったと。それが水道管の近くやから調べてくれんろうかというときに来て、まず、試薬で塩素濃度を調べてますよね。その塩素濃度があるかないかによって、水道の破

損しちょうということ限定しよったがですけど。まあ、あとの工事は全部、地域の業者さんに役場の方から指定して、来てすぐに掘って、折れちよった所をつないで直しよったということがありますので。私の言うのは、一番初動の所を1名張り付けておくという職員さんが対応していただけるか、という解釈になりますが。

そういう解釈してよろしいんでしょうか。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

専門的な職員がその土木系の増員の部分に行けるかどうかは、今後検討はしなくてはならないと思いますので、まず、異動等も考えてになると思いますので、すぐその職員が技術を持ってということにはひよっとしたらならないかもしれませんが、まあ合併当初、佐賀から移行した準備期間等もあったかと思えます。そういうふうな準備期間も頂きながらですね、住民サービスの低下を招かないように努力をしていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（矢野昭三君）

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第35号の質疑を終わります。

次に、議案第36号、黒潮町特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定についての質疑はありませんか。

宮地君。

9番（宮地葉子君）

これは町長、副町長の給料減額ですが、町長が100分の20、副町長が100分の10の減額ですけど。

これは1か月、端数の方はいいですけど、大体幾らの額になるんでしょう。幾らずつになるか。

大体でいいです。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えをします。

町長の方が約14万程度、副町長、自分の方が6万程度ということになろうかと思えます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第36号の質疑を終わります。

次に、議案第37号、平成27年度黒潮町一般会計補正予算についての質疑は分割して行います。

初めに、歳入全部の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳入全部の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。

初めに、歳出のうち、2款の質疑はありませんか。

藤本君。

3番（藤本岩義君）

18ページの総務費、11目情報化推進費の13節委託料ですが、マイナンバー制度導入セキュリティー対策委託という予算が組まれておりますが。

これの、その委託した後のですね、検査とか確認は課長がするのでしょうか。それとも、何かまたこの検査、セキュリティーが本当にきちっとできておるのかという付近のきちとした確認はですね、まあできるかな思うて、今、思っておるんです。

特に、今、国民の方がですね、非常にこのマイナンバーが外へ漏れらあせんろうかという心配を抱いておるときですので、その付近が、まあセキュリティー会社に頼んだことはええとしてもですね、それをほんとにそうなのかという確認がきちっと行われるかちょっと心配でしたのでお伺いします。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、藤本議員のご質問にお答えしたいと思います。

このセキュリティー対策につきましては、当然国の基準、指導に基づいて実施するわけでございます、そのための仕様書を固めていきます。いわゆる設計書ですね。検査というのは、その仕様書どおり委託業務ができておるかどうかということになりますので、そういう検査の基本になります。

ただ、この国の示している安全なセキュリティーの方法というのは極めて、大きく言えば単純です。物理的に分けるか、論理的に分けるかをしていくような基準でございますけれど、そこの部分を仕様書に基づいて、検査は町の方でやっていきます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

質疑はありませんか。

森君。

10番（森 治史君）

総務ですけど、この13目と14目は、総務から外れて産建さんの方に行くと思いますので。

庁舎設計建設費ですが、これは新たに、今度造る庁舎の所に水道を設置するのが委託料だと思いますが、そのへんのことを言うたらどの辺から引っ張って行って、大体どれぐらいの距離のなる。ああ、これまだ設定の段階やけど、まあそれは分かっていると思います。どれぐらいの距離を引かないかんなるものか、上まで。

それから、高台になりますので、途中で加圧ポンプなんかもつけるような設計委託をされるのかということについて1点と。

それから、まち・ひと・しごと創生事業費、これは新たにできた制度ですのでどうのこうのやない、分かりませんが。この幡多広域観光協会の負担金として606万7,000円と支出がありますが、この幡多広域観光協会というもので取り組む、まあ幡多郡全体を一つのブロックとして観光に取り組むとは思われますが、どのような取り組みをなされるための負担金なのか。ただ、広域観光協会への支出金だけではちょっと。

それと、まあ人口とかいろんな面があって、この割り振りがして600万という金額になつてくると思いますが、

どのような内容の事業を広域でなされるかについての説明を求めます。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは森議員の、庁舎建設費に伴います委託料についてご説明を致します。

配水管布設工事実施設計委託料として367万2,000円を計上しております。これにつきましては議員ご質問のとおり、新庁舎等への給水の配水管となりまして、現在、国道バイパスの方が完成しておりませんので、仮設の配水管も一部必要になってまいります。町道七貫下坊線、旧の農村公園のところですけど、あの付近まで布設管があります。それからですね、大方改良バイパス沿いに仮設配水管を布設していきます。そして、その次のこの庁舎線へ入っていく町道新庁舎防災広場線の側道へですね、本管をまた入れていきます。

で、延長的にはですね、仮設を含めまして約420メートル程度の配水管を予定しております。

それから、加圧ポンプ等が必要ではないかというご質問でございましたけど。現在の高さでいきますと、庁舎付近の所が地盤高で約26メートルぐらいの計画高にしております。それで現在の配水池からですね、水利計算等をしましても、加圧ポンプなしに水を配水することはできるようになっております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは森議員のご質問、14目まち・ひと・しごと創生事業に係る補正額606万7,000円のご説明を致します。

幡多広域観光協議会への負担金でございますけれども、これは幡多広域で誘客促進事業という位置付けで、事業名を四万十・足摺エリア誘客促進事業ということで、全体事業費7,000万円を実施を致します。誘客事業の名のとおり、広域的な取り組みとして、幡多地域への観光客の誘客に努めてまいります。

主なメニューと致しましては、体験型旅行の商品開発やそのマーケティング活動、あるいはスポーツツーリズムの推進といったことで、黒潮町にはとりわけスポーツ合宿等のことも含めまして、この中で誘客を進めてまいりたいと考えてございまして、交流人口の拡大を通じて地産外消の拡大等で地域の活性化も図っていくと。そういった狙いで実施するものでございます。

負担金割合につきましては、財政事情等に応じての負担でこの金額となっております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

少し補足をさせていただきます。

負担金の606万7,000円の支出ですけれども、幡多広域観光協議会として7,000万の総事業費を想定しておりまして、この7,000万の総事業費すべてが、まち・ひと・しごと創生交付金の上乗せ分の申請を行っております。

そういった、全額幡多広域の方で頂くことができるということになると、一般財源としての支出が必要なくなるということになります。

議長（矢野昭三君）

質疑はありませんか。

森君。

10 番（森 治史君）

その、まち・ひと・しごとの創生事業の方は分かりました。

庁舎の方で今、課長の説明の中で、26 メーターの高さの地盤高だから、その水は加圧ポンプなくということを言われてますけど。

ほいたら、新しく造る庁舎の3階、屋上には、タンクか何かを設備されるんでしょうか。貯水タンクを。

なぜこんなことを問うかといいますと、錦野の県営住宅と町営住宅の3階建てがあります。ここが、ヤモウヂから来るのか、上川口の青少年の家から配水になってくるかによって、1階の所いうか、2階、3階は全く水が、あのヤモウヂになったら高さが違ういうか、大体26メーターぐらいの高さやないみたいです、ヤモウヂの方が、鞭の方が。そうすると、断水いうか、通常は上川口の青少年の家から流れてきておりますけど、一度だけ、工事の関係で本管の切り替えをやったときに、夜間でしたけど水が出ないという。1階に辛うじてちょろちょろ出て、2階、3階は全く使えないという状態が出ました。ほんで、だからそういうように、この高さの所で3階の建物建てるがやけど、下からの加圧がなかっても十分に3階まで使えるかということが疑問があったがです。

だから、通常上にその、言うたら災害時には住民も避難してくる場所ですので、水は絶対確保せないかんもんですので、もし断水になってもかまんように、庁舎の上に200人ばあの人間が3日分の水があるというんだったら、貯水タンクを上げちようんだったら、これで何も質問はないんですけど、通常でもそういうことが起こり得る。ただ場所が切り替わっただけでそういうようになりますので、だから加圧ポンプが必要でないですかということをお尋ねしたがです。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

森議員の再質問にお答えを致します。

加圧ポンプが必要ないと言いましたのは概略設計での検討でもございましたけど、現在、庁舎設定の方も現在行っております。現段階での屋上等へのタンクについては考えておりません。

今回、その庁舎設計の詳細設計が今後始まっていきます。その分と、今議会でご提案しておりますこの配水管の敷設の設計委託の中でですね、再度詳細に水利計算等も踏まえまして、圧等も検討致しまして、必要であれば当然、加圧ポンプ等の設置も考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

質疑はありませんか。

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

すみません、先ほどしたらよかったですけど。

同じ19ページが一番上、備品購入費の中で、地積調査事務支援システム用パソコンとありますが、42万1,000円いうたら結構値がいいんですけど、何台でしょうか。それとも、特別なソフトをはめたまま、特殊なパソコンなんでしょうか。で、これは何を、どういう作業をですね、支援するパソコンなのか教えていただきたいです。

それともう1点は、その下の方に3項戸籍住民基本台帳費の中の備品ですけれども、これ、先ほど言いました個人番号制度、マイナンバー制度用のプリンターなんですけれども、一番よく問題なるのが、パソコンだけじゃなくてプリンター等修理をして出すとか、あるいは下取りに出すとかしたときにですね、このパソコンだけじゃなくて、このプリンターの中にその記憶が残るんですよ。案外気が付かないところがあるんですけども、記録が残るがです。コピーしたものの写しが残っておるんです。このメモリーの中に。この付近はちょっと値段もいいわけなんですけれども、きちっとこうフォーマットできるとか、消却といいますかそのデータを消すことのできるプリンターなんですか。

いろんな所からの情報というのは漏れていきますので、その付近はそういう特殊なプリンターなのか、ちょっと教えていただきたい。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

藤本議員のご質問の、国土調査費、14節、18節についてお答えを致します。

14節がソフトのリース、そして18節がパソコンの備品購入ということでございます。このカップリング、現在1台、現行で動いてございますけれども、日常的に昼間、臨時職員の方に、測量してきた後の地目変換や住所移転、あるいはe工程の作業の内容をやっていただいておりますけれども、機械はまだ1台ですので、例えば、職員が日常業務のないときには、その機械が空くまでできないといったことで、夜間に現在進めてございます。

2台にすることによって職員の空きで事務効率を図っていきたいということで、2台にするという計画でここに計上させていただきました。

以上です。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

藤本議員のご質問の、個人番号制度用のプリンターにつきましてお答えさせていただきます。

このプリンターにつきましては、ICチップとか、それから個人番号カードの裏書きをするために必要なものでございまして、それを機械、プリンター機に差し込みまして書き込んでいくという状態でございます。ですから、パソコンからプリンター機につながって、プリンター機が記憶して書き込むものとなっておりますので、そのこともこれから入札等踏まえましてですね、仕様書の中にその記憶を消す機能のことも明記した上ですね、セキュリティーを万全にした仕様書を整えて入札見積もりを取りたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、3款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、4款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、6款の質疑はありませんか。

森君。

10番(森 治史君)

6款です。小さい数字ですけど19節の76万7,000円ですけど、地域づくり支援事業・補助金ということで、3款の北部のようにお聞きしたんですけど、再度まあ、事業内容とか、これ単年度のものなのか。それとも、今から3年間はこういうように取り組んでいかれるのか、佐賀地域で。

そういうことで、この地域づくり支援事業の76万7,000円というものはどのような事業内容に出されるのか。それから、これ大事なことだと思いますので、単年度ではなくってあと何年残っちゃうか、その支援のあれが。ということで、お伺い致します。

議長(矢野昭三君)

海洋森林課長。

海洋森林課長(尾崎憲二君)

森議員のご質問にお答えします。

地域づくり支援事業ですが、この団体につきましては先日、副町長の方から説明がありました、佐賀地域の漁業者の方たちがつくっています団体、そちらが地元の水産加工品を作るということで組織をしています。平成22年にこの組織ができて、現在活動しています。

この補助事業につきましては単年度の事業で、現在、いろいろ水産加工品等を作ってまして、東京三越の方とか、そういうふうな所と取引もしています。また、イベント等でもいろいろ出店してまして、それでこちらの事業で整備したもの、去年はフライヤー、今年度は先ほど言いました東京三越等に出しています水産物の製品を冷凍製造すると。そういう形で今年度は整備をしていきたいと。そういうことで考えてます。

以上です。

議長(矢野昭三君)

森君。

10番(森 治史君)

事業者名が、出せなかったら結構ですけど、事業者名が構わなければ。

言うがやったら、補助金を出す相手方ですよね。その事業所はどこでしょうか。

議長(矢野昭三君)

海洋森林課長。

海洋森林課長(尾崎憲二君)

事業者名ですが、土佐佐賀くろしお工房になります。

議長(矢野昭三君)

質疑はございませんか。

(なしの声あり)

ないようでございますので、質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、7款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、8 款の質疑はありませんか。

山崎君。

4 番 (山崎正男君)

8 款の中で、24 ページの工事請負費、道路橋梁の関係ですが 1,100 万。これの内訳をお願いします。

それと併せて、都市計画費の老朽住宅除去事業の内容。

それから、次のページの、25 ページの工事請負費の市野々川住宅落石防止の中身。

これをお願いします。

議長 (矢野昭三君)

まちづくり課長。

まちづくり課長 (森田貞男君)

それでは、山崎議員のご質問にお答えを致します。

まず初めに、道路橋梁維持費の工事請負費の 1,100 万円でございます。これにつきましては、昨年 8 月の台風によりまして、大井川にあります残土処理場が崩落を致しました。今後、この残土処理場を活用して、町道大井川馬荷線の改良工事の残土処理場として予定もしております、また本年それへ向けて、5 月に復旧工事の測量設計を発注を致しました。今後ですね、再度大雨等により崩落を防ぐためにも、早急に復旧工事を行ってまいりたいと考えています。

工事内容としましては、残土処理場のあの排水路、集水桝、また、のり面等の復旧になります。

次に、都市計画費の中の都市環境整備事業費の負担金でございます。老朽住宅除去事業の 58 万 4,000 円でございます。これにつきましては、本年度も老朽住宅の除去事業の事業を 5 月に募集致しまして、9 件の申し込みがございました。そのうち、現地調査等を行いました結果、6 件が一応交付対象ということになりました。この 6 件のうち 5 件につきましては当初予算の範囲内で決定できたわけでございますけど、1 件分は不足しましたので、今回 58 万 4,000 円を計上させていただきました。

以上でございます。

議長 (矢野昭三君)

建設課長。

建設課長 (今西文明君)

それでは私の方から、住宅管理費の中の市野々川住宅落石防止対策工事の中身についてご説明致します。

春先に大きな、裏山から石が落ちてきてまして、現在、仮土のうを置いておるところでございます。今後は仮土のう除去と、それからそれに伴いまして防護柵、ガードレールを設置し、一定の抑止をしていきたいと考えております。

以上です。

議長 (矢野昭三君)

質疑はありませんか。

森君。

10 番 (森 治史君)

24 ページですが、港湾総務費の中で 13 節委託料、上川口鯨公園イベント開催委託料ということで 31 万を組んでおります。

このイベントの内容と、どこに委託されるかについてお伺い致します。

議長 (矢野昭三君)

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

森議員の質問にお答えします。

イベントの内容ですが、黒潮町施行の10周年イベントのうちの一つとして考えています。場所につきましては、上川口港の新港の方、そちらの鯨公園を使いまして、イベント内容としましては、国交省の高知港湾事務所と一緒にありまして、ジュニアバレーボール大会を今のところ計画をしています。

また、委託団体等につきましては、町内の体育団体等を考えています。

以上です。

議長（矢野昭三君）

質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、9款の質疑はありませんか。

藤本君。

3番（藤本岩義君）

25 ページの下の方にあります防災費の13節委託料。この中に、災害時医療搬送訓練委託というのがありますが、具体的にどういうことを、どこで訓練されるのか。

それについて教えてください。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、藤本議員のご質問にお答えしたいと思います。

この委託料でございますけれど、予定は11月に予定しておりまして、町と災害協定を結んでおります一般財団法人BERT（バート）というグループ、これは自動二輪車を使ってさまざまな支援事業をしてる所でございますけれど、ここの主催でございます。災害時に医療品が必要になった場合にですね、なかなか通常の道路とかが使えないことを想定して自動二輪。それから今回は、秋の11月はですね、ハングライダーも使うみたいですが、そういう困難な状況の中で医療品を搬送する訓練をしていただいております。これ、県内でやるのは須崎市と黒潮町2カ所でやっていただくわけでございますけれど。それに対して、町の方の歓迎セレモニーのような支援の委託費でございます。

医療品の搬送は、県外から、それから県内で途中で中継して搬送するというふうなプログラムに、11月の部分はなっております。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

まあ、災害時の医療搬送訓練ということですので。私はトリアージを前から言ってますんで、その付近かなと思うて最初思うてましたが、まあ医療品の搬送ということなんですけども。

これにはですね、当然医師会とか、医療ですのでどういうものが必要とか、それは。例えば県内にあるもの、県外しかない医療品もあると思うんですけども。その付近は十分検討されておんでしょうか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、藤本議員の再質問にお答えしたいと思います。

医療品のことでですから、そういう医療機関の専門的な知識がしっかりこの訓練に反映されているかというご趣旨だと思うんですけど、医療品、災害時の医療の対応としては DMAT（ディーマツト）、日赤とかさまざまにあるわけですけど、民間の NGO の中で AMDA（アムダ）という所がございまして、黒潮町は現在、その AMDA（アムダ）と災害協定を結ばさせていただいております。

その AMDA（アムダ）とこの BERT（バート）は、同じように協定を結んでおりまして、医療の関係は、BERT（バート）さんの方はですね、その AMDA（アムダ）と連携をしてやっていただいております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、10 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、第 2 表繰越明許費の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、第 2 表の質疑を終わります。

次に、第 3 表地方債補正の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、第 3 表の質疑を終わります。

これで、議案第 37 号の質疑を終わります。

この際、この時計で 10 時 35 分まで休憩致します。

休 憩 10 時 17 分

再 開 10 時 35 分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第 38 号、平成 27 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

森君。

10 番（森 治史君）

ちょっとお聞きしたいんですけど、歳入の方で、繰越金として 437 万 1,000 円が入って、出の方で、それが償還推進事業費ということで一般会計の繰出金ということで、一般会計に返ってきてる。内容は、ほかへ入ったんだからこれで分かりますんですけど。

この繰越金というものについての内容。このお金は、言うたら償還をしてくれる人がおって、ようけ入って

きたからこれがなってきたのか。この出どころの内容をちょっと知りたいんですけど。繰出金の内容についてお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

森議員の、繰越金の437万1,000円の内容についてお答えさせていただきたいと思います。

この償還金がございまして、その償還の利益としまして437万1,000円が挙がってきました。それを繰越金として計上致しまして、その部分を一般会計の18款の2項1目の方に、歳入として入れさせていただくということになっております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

質疑はございませんか。

森君。

10番（森 治史君）

ちょっと、私の方の聞き違いかもしれませんが、利益というような話で答弁があったように思うんですけど。

この繰出金が返ってきたいうか、この金額の出どころというのはどこから出た金額なんでしょうか。そしてこの437万1,000円もの金額がここに入ってきたとこの流れですけど、流れの最初の元はどこからここに入ってきたかをお聞きしたいんですが。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

平成26年度の黒潮町の住宅新築資金等貸付事業特別会計の歳入歳出決算書の方にも記入させていただいております。歳入の合計が1,056万1,482円の歳入がございました。

これの主なものにつきましてはですね、貸付金の元利収入と、それから、償還があったものの部分でございます。

それと、歳出としまして618万8,561円ということで計上させていただいております。その部分を差し引きまして、437万2,921円という形の部分で翌年度繰越金が生じてまいりました。それで、既に1,000円が当初予算で計上されておりますので、今回、437万1,000円を計上させていただくということになりました。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

質疑ありますか。

質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第38号の質疑を終わります。

次に、議案第39号、平成27年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての質疑はありますか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 39 号の質疑を終わります。

次に、議案第 40 号、平成 27 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 40 号の質疑を終わります。

次に、議案第 41 号、平成 27 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 41 号の質疑を終わります。

次に、議案第 42 号、黒潮町小型動力ポンプ付積載車両購入（佐賀分団、蜷川分団）の物品売買契約の締結についての質疑はありませんか。

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

すいません、私もこのへんはちょっと分かりづらくてですね、なかなか素人では分からないんですけど。

その蜷川分団のポンプですね、不具合があったということで購入になったという説明がありました。大体、まあ物には 10 年から 20 年とか、耐用年数といいますか持ったもんがあると思うんですけども。そういう、大体、買ったなら、まあ 10 年なら 10 年持つところが、持たなくて不具合があった。あつて買い替えるんでしたら、まあ、電気製品なんかは私たち買い買いましても、物の当たりが悪かったらですね、早めに買い替えなきゃなんないっていうことがあるんですけど、このポンプはですね、通常よりも持ちが悪かったという言い方は変ですけど、そういうところで買い替えるんでしょうか。

ポンプが使えなきゃほんと困りますので、買い替えることに反対するものではないんですけど、まあ税金で購入するものですから、そのへんのことをもう少し詳しく、できたらお願いしたいと思います。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、宮地議員のご質問にお答えしたいと思います。

通常、不具合とかがなければ消防車両と同じように 22 年を基準しておるわけですけど、今回、不具合が生じたこの原因というのはですね、蜷川で火災が実際発生したときに、ポンプをですね、過剰負担して使ったと。そのときは正常に動いてます。その後の点検でポンプがうまく動かないことが 2 度ほどあったということで。

これ、いつもいつも動かないわけじゃないですけど、たまたま 2 回ありましたので、いざというときにそういうことがあれば非常に危険ですので、今回、こういうふうな内容で契約をさせていただくように提案しております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

すいません、22 年大体使えるということでしたが、これは大体何年ぐらいのもんだったんでしょうか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、再質問にお答えしたいと思います。

補足説明でも少し説明入れましたけれど、蜷川分団のポンプにつきましては平成14年に購入したものでございました。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第42号の質疑を終わります。

次に、議案第43号、黒潮町道の路線認定についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第43号の質疑を終わります。

次に、議案第44号、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更について（追認）の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第44号の質疑を終わります。

次に、議案第45号、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について（追認）の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第45号の質疑を終わります。

次に、議案第46号、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更に伴う財産処分について（追認）の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第46号の質疑を終わります。

次に、議案第47号、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第47号の質疑を終わります。

次に、議案第48号、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更に伴う財産処分についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第48号の質疑を終わります。

次に、議案第 49 号、四万十市及び宿毛市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 49 号の質疑を終わります。

次に、議案第 50 号、鈴辺地に係る総合整備計画の変更についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 50 号の質疑を終わります。

次に、議案第 51 号、馬荷辺地に係る総合整備計画の策定についての質疑はありませんか。

藤本君。

3 番 (藤本岩義君)

51 ページですけども、公共的施設の整備を必要とする事項の所の下から 6 行目辺りから、図る必要があると書いちゅう部分ですけども。

この付近はもう既に整備が図られておる部分ですけども、今回の整備計画の変更には削除しなくてもいいのか、やっぱり従前から載せておるから載せないかんのか。

その付近について教えてください。

議長 (矢野昭三君)

総務課長。

総務課長 (武政 登君)

藤本議員のご質問にお答え致します。

議案第 51 号の所、後段の部分でございますけれども、格差是正事業、携帯基地局のエリア整備事業の必要性が残っておりますので、この文言を残させていただきました。

以上でございます。

議長 (矢野昭三君)

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 51 号の質疑を終わります。

これで、質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案を、それぞれの常任委員会に付託します。

総務教育常任委員会には、議案第 18 号のうち、歳入全部。

歳出 2 款のうち、総務教育常任委員会が所管する歳出。

歳出のうち、9 款、10 款、12 款および 13 款。

財産に関する調書のうち、総務教育常任委員会が所管する事項。

議案第 20 号、議案第 21 号、議案第 29 号、議案第 31 号から議案第 34 号まで、議案第 36 号、議案第 37 号のうち、歳入のうち 9 款、10 款および 17 款から 21 款まで。

歳入 14 款および 15 款のうち、総務教育常任委員会が所管する歳入。

歳出 2 款のうち、総務教育常任委員会が所管する歳出。

歳出のうち、9 款および 10 款ならびに第 3 表地方債補正。

議案第 42 号および議案第 44 号から議案第 51 号まで。

以上を、総務教育常任委員会に付託します。

産業建設厚生常任委員会には、議案第 18 号のうち、歳出 2 款のうち、産業建設厚生常任委員会が所管する歳出。

歳出のうち、3 款から 8 款まで、および 11 款。

財産に関する調書のうち、産業建設厚生常任委員会が所管する事項。

議案第 19 号、議案第 22 号から議案第 28 号まで、議案第 30 号、議案第 35 号、議案第 37 号のうち、歳入のうち、12 款。

歳入 14 款および 15 款のうち、産業建設厚生常任委員会が所管する歳入。

歳出 2 款のうち、産業建設厚生常任委員会が所管する歳出。

歳出のうち、3 款、4 款および 6 款から 8 款まで、ならびに第 2 表繰越明許費。

議案第 38 号から議案第 41 号まで、および議案第 43 号。

以上を、産業建設厚生常任委員会に付託します。

以上のとおり、それぞれの常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散会時間 10 時 53 分